

令和5年度第12回教育委員会会議日程

開催期日 令和5年12月27日(水)

開催時間 15時00分

開催場所 芽室町役場2階第7会議室

開 会

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 前会議録の承認
- 日程第3 教育長の報告
- 日程第4 報告第24号 就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件
- 日程第5 報告第25号 芽室町奨学金貸付の件(非公開)
- 日程第6 報告第26号 芽室町奨学金の償還免除決定の訂正の件(非公開)
- 日程第7 報告第27号 芽室町学校歯科医の委嘱辞退の件
- 日程第8 報告第28号 就学指定校変更(学校選択)認定の件(非公開)
- 日程第9 議案第33号 芽室町教育支援委員会具申の件(非公開)
- 日程第10 議案第34号 令和5年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査「北海道版結果報告書」への市町村別結果掲載の件(非公開)
- 日程第11 協議案第2号 令和6年度芽室町一般会計教育費予算の件(非公開)

閉 会

日程第 4

報告第 2 4 号

就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件

学校教育法第 1 9 条に規定する経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、要保護及び準要保護児童生徒認定要領に基づき、必要な援助を行うこととしたので、報告します。

令和 5 年 1 2 月 2 7 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

令和5年度就学援助認定総括表(11月認定者)

(令和5年12月1日現在)

申請世帯	2	世帯
認定保留世帯		世帯
認定世帯	2	世帯
要保護世帯		世帯
準要保護世帯	2	世帯
経済的困窮世帯		世帯
児童扶養手当受給世帯	1	世帯
生活保護廃止世帯		世帯
町民税非課税・減免世帯	1	世帯
国民年金保険料免除世帯		世帯
生活福祉資金貸付世帯		世帯
不認定世帯		世帯
認定廃止世帯		世帯

◎準要保護認定者数一覧 (小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校			1		1		2
上美生小学校							0
芽室西小学校		1					1
芽室南小学校							0
合計	0	1	1	0	1	0	3

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校				0
上美生中学校				0
芽室西中学校				0
合計	0	0	0	0

◎要保護認定者数一覧

学校名\学年	小5	小6	中3	計
上美生小学校				0
芽室西小学校				0
芽室中学校				0
芽室西中学校				0
合計	0	0	0	0

合計

●準要保護不認定者数一覧

(小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校							0
上美生小学校							0
芽室西小学校							0
芽室南小学校							0
合計	0	0	0	0	0	0	0

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校				0
上美生中学校				0
芽室西中学校				0
合計	0	0	0	0

合計

○児童扶養手当受給認定者数 (小学校)

1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
						0
						0
	1					1
						0
0	1	0	0	0	0	1

(中学校)

1年	2年	3年	計
			0
			0
			0
0	0	0	0

合計

令和5年度就学援助認定総括表

(令和5年12月1日現在)

申請世帯	136	世帯
認定保留世帯		世帯
認定世帯	120	世帯
要保護世帯	2	世帯
準要保護世帯	118	世帯
経済的困窮世帯	45	世帯
児童扶養手当受給世帯	70	世帯
生活保護廃止世帯	1	世帯
町民税非課税・減免世帯	1	世帯
国民年金保険料免除世帯	1	世帯
生活福祉資金貸付世帯		世帯
不認定世帯	15	世帯
認定廃止世帯	1	世帯

◎10年間の認定世帯数等状況

年度	申請	認定	不認定	要保護	認定率
26	264	232	32	5	17.6
27	247	210	36	11	16.3
28	237	201	32	3	16.5
29	228	199	26	2	16.6
30	194	167	27	4	13.7
31	205	170	30	3	14.7
2	189	165	23	0	14.3
3	159	142	17	1	12.4
4	157	138	19	4	12.0
5	136	120	15	2	10.8

(内数)

◎準要保護認定者数一覧(12月1日現在) (小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校	10	11	10	9	18	9	67
上美生小学校							0
芽室西小学校	6	7	4	4	7	3	31
芽室南小学校							0
帯広栄小学校						1	1
合計	16	18	14	13	25	13	99

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校	11	15	22	48
上美生中学校		1	1	2
芽室西中学校	1	7	8	16
合計	12	23	31	66

合計 165

○児童扶養手当受給認定者数 (小学校)

1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
6	5	7	1	8	3	30
4	4	4	2	2	1	17
						0
						0
10	9	11	3	10	4	47

(中学校)

1年	2年	3年	計
6	11	11	28
	1		1
	7	5	12
6	19	16	41

合計 88

●準要保護不認定者数一覧(12月1日現在) (小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校	2	1	1	4		2	10
上美生小学校							0
芽室西小学校	1	1			2	1	5
芽室南小学校				1		1	2
合計	3	2	1	5	2	4	17

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校	2		2	4
上美生中学校				0
芽室西中学校	2	1		3
合計	4	1	2	7

合計 24

○要保護世帯

芽室小学校 6年 2人

○要保護の停止・廃止

芽室小学校 2年 1人
5年 1人
6年 1人

○国民年金保険料免除世帯

芽室小学校 4年 1人

○町民税の非課税

芽室小学校 3年 1人
5年 1人

○学校教育法（関係条文抜すい）

（昭和二十二年三月三十一日）

（法律第二十六号）

第一次吉田内閣

第十九条 経済的理由によつて、就学困難と認められる学齡児童又は学齡生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。

（平一九法九六・追加）

要保護及び準要保護児童生徒認定要領

第1 目的

学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の定めるところにより、経済的理由によって就学が困難と認められる児童及び生徒の保護者に対し必要な援助を行い、義務教育の機会均等を図ることを目的とする。

第2 援助対象者

芽室町に居住し、芽室町立の小学校又は中学校に在学又は就学予定の児童生徒の保護者で、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護及び要保護に準じる程度に困窮していると教育委員会が認める保護者に対して援助する。

第3 認定基準

1 要保護児童生徒

生活保護法第6条第2項に規定する要保護者の児童生徒

2 準要保護児童生徒

(1) 前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者の児童生徒

ア 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止を受けた者

イ 町民税の非課税又は減免を受けた者

ウ 個人事業税の減免を受けた者

エ 固定資産税の減免を受けた者（新築住宅の減免は除く）

オ 国民年金保険料の掛金の減免を受けた者

カ 国民健康保険税の減免又は徴収の猶予を受けた者

キ 児童扶養手当の支給を受けている者

ク 生活福祉資金の貸付けを受けた者

(2) (1) に定める者以外の者で、次のいずれかに該当する者の児童生徒

ア 生活の中心となる者又は家族が長期療養中のため経済的に困窮している場合

イ 不慮の災害のために経済的に困窮している者

ウ 会社・商店などの倒産又は勤務先の賃金不払等の理由により経済的に困窮している場合

エ 年間収入額が特に少ないため経済的に困窮している場合

オ その他特別な事情により著しく経済的に困窮している場合

(3) (2) に定める者の認定方法

ア 給与所得者の場合

「収入金額」から「生活保護法に規定する勤労に伴う必要経費の額（以下

「基礎控除額」という。)」を控除して得た額を「認定の対象額」とし、当該「認定の対象額」が、「需要額」に1.3を乗じて得た額未満とする。

イ 給与所得者以外の者の場合

「所得金額」を給与所得者の「給与控除所得後の額」相当額とみなして、これに当該給与所得控除額に相当する額を加算して得た額を「収入金額」とみなす。当該「収入金額」から「基礎控除額」を控除して得た額を「認定の対象額」とし、当該「認定の対象額」が、「需要額」に1.3を乗じて得た額未満とする。

ウ (2)ア、イ、ウについては、現状の収入状況等や事情を十分に考慮し、必要に応じて、福祉事務所の長及び民生委員等の助言を求めることができる。

3 「需要額」及び「基礎控除額」については、別に定める。

第4 認定の取扱

1 認定の開始

認定の開始時期は次の各号による。

(1) 教育委員会が定める年度当初の申請によるものは、4月から開始する。

(2) (1)に定める受付期間経過後の申請によるものは、申請日の属する月の翌月から開始する。

ただし、申請の遅延が申請者の責によらないことが明らかであると認められるときは、4月から開始する。

(3) 前住地で認定を受けていた者が転入してきた場合で、転入した月に申請があったときは、申請日の属する月から開始する。

(4) 生活保護の停止又は廃止の措置をうけ、引き続き就学援助の申請をした者は最後に生活保護費を受給した月の翌月から開始する。

2 認定の廃止

次の各号に掲げる事由が発生したときには、その事由が発生した日の属する月をもって、認定を廃止する。また、援助費が既に給付された場合は、その取り消しに関わる援助費の全額及び一部の返還を命ずるものとする。

(1) 町外へ転出したとき

(2) 第3に定める認定基準に該当しなくなったことが明らかであるとき

(3) 申請者から辞退の申出がされたとき

3 認定の取消

次の各号に掲げる事由が発生したときは、認定を取消することができる。また、援助費が既に給付された場合は、その取り消しに関わる援助費の全額及び一部の返還を命ずるものとする。

(1) 虚偽の申請であることが判明したとき

(2) 申請者から取下の申出がなされたとき

第5 就学援助費の給与基準

給与基準額は、要保護児童生徒援助費補助金の単価に準じ、予算の範囲で教育委員会が定める額とする。

第6 委任

この要領のほか就学援助に関し、必要な事項については教育長が定める。

附 則

- 1 この要領は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 芽室町就学援助認定事務取扱要領（平成5年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要領は、決定の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

(平成20年4月25日決定)

附 則

この要領は、決定の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

(平成20年8月22日決定)

附 則

この要領は、決定の日から施行する。(平成29年11月30日決定)

日程第 5

報告第 2 5 号

芽室町奨学金貸付の件（非公開）

芽室町奨学金貸付条例第 5 条第 2 項の規定に基づき、奨学金の貸付けを行うこととしたので、報告します。

令和 5 年 1 2 月 2 7 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

○芽室町奨学金貸付条例（抜すい）

平成30年3月12日条例第6号

第5条 町長は、前条の申請があったときは、貸付けの適否を決定し、申請者に通知するものとする。

2 町長は、貸付けの適否を決定したときは、教育委員会に報告するものとする。

芽室町奨学金貸付対象者の選考基準

平成9年3月

教育委員会訓令第1号

- 1 芽室町奨学金貸付条例(平成29年芽室町条例第2号)第2条第1号に定める「経済的理由により奨学金を必要とする」の判定は、第2項及び第3項の基準により行う。
- 2 申請者の保護者の属する世帯の年間収入(所得)が、次表の日本政策金融公庫貸付基準以下の者とする。

子供の人数(注)	給与所得者の年間収入	事業所得者の年間所得
1人	7,900千円以下	6,000千円以下
2人	8,900千円以下	6,900千円以下
3人	9,900千円以下	7,900千円以下
4人	10,900千円以下	8,900千円以下
5人	11,900千円以下	9,900千円以下
6人	12,900千円以下	10,900千円以下
7人	13,900千円以下	11,900千円以下
8人	14,900千円以下	12,900千円以下
9人	15,900千円以下	13,900千円以下
10人	16,900千円以下	14,900千円以下

(注)「子供の人数」とは年齢、就学の有無に関わらず、申請者の保護者が扶養している子供の人数をいう。

3 前項で定める基準に該当しない場合でも、申し出により次表のいずれかに該当する場合は、これを認める。

許 可 基 準	提出書類
生活の中心となる者が、死亡、重度心身障害の状況又は長期療養中(1か月以上)のため経済的に困窮している場合	・死亡した状況がわかる書類 (死亡届の写し等) ・診断書
災害等により住宅、家屋に大きな損失(半壊、半焼、床上浸水以上の被害)があり、経済的に困窮している場合	被害の状況がわかる書類 (罹災証明書の写し等)
生活の中心となる者の勤務先の倒産等の理由により経済的に困窮している場合	雇用保険被保険者離職票の写し等
その他特別な事情により著しく経済的に困窮している場合	教育委員会が必要と認める書類

平成13年3月27日改定

平成13年4月 1日適用

平成14年4月 1日改定

平成14年4月 1日適用

平成16年4月 1日改定

平成16年4月 1日適用

平成21年4月 1日改定

平成21年4月 1日適用

平成30年2月 8日改定

平成30年3月12日適用

令和 2年4月 1日改定

令和 2年4月 1日適用

令和 3年4月 1日改定

令和 3年4月 1日適用

日程第 6

報告第 26 号

芽室町奨学金の償還免除決定の訂正の件（非公開）

令和 5 年 1 月 27 日に開催した令和 5 年度第 10 回教育委員会会議の議案第 26 号で議決した償還免除の決定を訂正しようとするものであります。

令和 5 年 1 月 27 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

○芽室町奨学金貸付条例

平成29年3月7日条例第2号

(償還の免除)

第11条 町長は、奨学生が次の各号のいずれにも該当するときは、償還の一部を免除することができる。

- (1) 高等教育機関等を卒業した年度の翌年度以降から、芽室町内に2年以上居住していること。
- (2) 償還免除決定時に芽室町内に居住していること。
- (3) 町民税の課税対象であること。
- (4) 町税及び国民健康保険税を完納していること。
- (5) 当該年度までに償還の遅延がないこと。

2 町長は、奨学生が死亡又は重度心身障害の状態にある等により奨学金の償還が不能となったときは、その償還の全部又は一部を免除することができる。

(償還の延長又は免除の申請)

第12条 償還の延長又は免除を受けようとする奨学生又はその遺族は、規則で定める書類を町長に提出しなければならない。

(償還の延長又は免除の決定及び通知)

第13条 町長は、前条の申請があったときは、教育委員会に諮って償還の延長又は免除の適否を決定し、当該奨学生に通知するものとする。

(償還免除)

第9条 償還を免除することができる条件は、条例第11条第1項に規定するもののほか、次の各号のとおりとする。

- (1) 同項第1号に規定する償還免除の対象者は、毎年9月30日を基準に2年以上芽室町に居住している者とする。
- (2) 償還免除の対象となる期間は、最大3年とする。
- (3) 償還の免除を受けた者が、芽室町から転出した場合は、償還期間中に再度転入した場合でも、償還免除の対象にはならない。
- (4) 償還免除額は、年間返還金額の2分の1とする。

(償還の延長又は免除の申請)

第10条 条例第12条の規定により償還の延長又は免除を受けようとする者（以下「延長又は免除申請者」という。）は、償還延長・免除申請書（第14号様式）を町長に提出するものとする。

2 条例第11条第1項の規定により償還の免除を申請するときは、前項に加えて延長又は免除申請者の当該年度の課税を証明する書類を町長に提出しなければならない。

(償還の延長又は免除決定の通知)

第11条 条例第13条の規定により免除の延長又は免除を決定したときは、償還延長・免除決定通知書（第15号様式）により延長又は免除申請者に通知するものとする。

(償還の延長又は免除決定の取消し)

第12条 町長は、償還の延長又は免除を受けることが決定した者（以下「延長・免除決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該年度における償還の延長・免除の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 償還延長・免除決定通知書発行の日までに延長又は免除の対象となる条件を満たさなくなったとき。
 - (2) 償還の延長又は免除の決定の内容又はこの規則の規定若しくは規定に基づく指示に違反し、又は従わないとき、その他偽りや不正の手段により償還の延長又は免除を受けたとき。
- 2 町長は、前項の規定による取消しを決定したときは、その旨を償還延長・免除取消通知書（第16号様式）により延長・免除決定者に通知するものとする。
- 3 第1項により免除の取消しが決定した延長・免除決定者は、取消しが決定した年度の翌年度以降に同じ条件による償還の免除を申請することができない。

日程第7

報告第27号

芽室町学校歯科医の委嘱辞退の件

松井歯科医院から委嘱辞退の申し出がありましたので、報告します。

令和5年12月27日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

学校歯科医辞退者

松 井 智 幸 (松井歯科医院)

学校歯科医委嘱者名簿

委嘱期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日（1年間）

家 内 典 夫 （家内歯科医院）

藤 村 崇 央 （藤村歯科・矯正歯科医院）

正 木 俊 二 （正木歯科診療室）

南 舘 直 人 （みなみだて歯科医院）

石 垣 徹 （いしがき歯科クリニック）

今 井 崇 （めむろだいいち歯科クリニック）

日程第 8

報告第 28 号

就学指定校変更（学校選択）認定の件（非公開）

芽室町立小、中学校通学区域制度の弾力的運用に関する要綱第 7 条の規定に基づく
就学指定校の変更について、報告します。

令和 5 年 1 2 月 2 7 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

芽室町立小、中学校通学区域制度の弾力的運用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、芽室町立小、中学校通学区域に関する規則（昭和49年教育委員会規則第2号）で定める通学区域以外の芽室町立小学校及び中学校（以下「学校」という。）への就学を、保護者の希望で選択可能とすることにより、学校の通学区域制度の弾力的運用を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 通学区域以外の学校へ通学できる者は、芽室町内に住所を有する就学予定者及び在校生とする。

(定義)

第3条 この要綱において使用する用語の意味は、学校教育法（昭和22年法律第26号）及び学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 特定地域 就学予定者及び在校生の現住所に係る通学区域の学校（以下「指定校」という。）に通学するよりも隣接する学校へ通学することにより、通学距離が短縮される地域で教育委員会が定める地域（別表）をいう。
- (2) 隣接校 指定校に隣接している芽室西小学校及び芽室西中学校をいう。
- (3) 受入可能人数 学校の施設状況、将来の人口予測等を考慮し、教育委員会が別に定めるところにより、特定地域からの就学予定者及び在校生を受け入れることができる人数をいう。

(学校選択)

第4条 次に掲げる者の保護者で通学区域以外の学校への就学を希望する者は、隣接校を選択（以下「学校選択」という。）することができる。

- (1) 芽室町内の特定地域に住所を有し、学校の第1学年に入学する者
- (2) 芽室町内の特定地域に転入し、学校へ転入学する者
- (3) 第1号で隣接校の入学を希望した者の兄又は姉

(申請)

第5条 保護者が前条の規定による学校選択を行う場合は、学校選択希望申請書（第1号様式）を教育委員会へ提出しなければならない。

2 前項の申請は、教育委員会が別に定める期間内にしなければならない。

(申請取下げ)

第6条 前条の規定により申請をした保護者は、当該申請を取り下げる場合は、教育委員会が別に定める期間内に、学校選択希望申請取下げ書（第2号様式）を教育委員会に提出するものとする。

(就学指定)

第7条 保護者が学校選択を申請した場合、教育委員会は原則として当該選択校を就学すべき学校として指定するものとする。

(抽選)

第8条 教育委員会は、前条の規定にかかわらず受入可能人数を超える申請があった場合には、公開による抽選により決定するものとする。

2 教育委員会は、抽選を実施する場合は保護者にその旨を通知するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成26年4月1日以降に学校選択する者から適用する。(平成25年9月10日決定)

別表 (第3条関係)

特 定 地 域	
通学区域	幸町区 柏木町区 北町区 弥生西町区 弥生北町区の一部(芽室町東1条10丁目から芽室町東6条10丁目4～8番地まで)

日程第9

議案第33号

芽室町教育支援委員会具申の件（非公開）

芽室町教育支援委員会の審査結果に基づく具申がありましたので、心身障害児童に対し、能力に応じた教育が受けられるよう適正な就学指導をしようとするものであります。

令和5年12月27日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

令和5年12月7日

芽室町教育委員会
教育長 程野 仁 様

芽室町教育支援委員会
委員長 塩田 直之



特別支援学級等への入級について（具申）

令和5年度第2回芽室町教育支援委員会の協議結果について、関係書類を付して具申します。

記

- 1 特別支援学級等に入級する児童・生徒の適否の判断について
別紙のとおり
- 2 添付書類 就学先決定シート
別紙のとおり

日程第10

議案第34号

令和5年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査「北海道版結果報告書」
への市町村別結果掲載の件（非公開）

令和5年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査に関する実施要領に基づき、北海道教育委員会が作成する北海道版結果報告書に、市町村別の結果を掲載することの同意の取扱いについて、決定しようとするものであります。

令和5年12月27日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

日程第 1 1

協議案第 2 号

令和 6 年度芽室町一般会計教育費予算の件（非公開）

令和 6 年度芽室町一般会計教育費予算案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定に基づく意見の申し出について、協議願うものであります。

令和 5 年 1 2 月 2 7 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（関係条文抜すい）

〔昭和三十一年六月三十日法律第百六十二号〕

（教育委員会の意見聴取）

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分
その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作
成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。